

# (案)

## 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

資料2

令和 年 月 日付け札幌市公共交通協議会地域公共交通会議手稲区部会において、  
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

### 記

#### 1 協議が調っている運行態様又は運送の区間

運行態様：区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）

運送の区間：別紙のとおり

#### 2 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

##### (1) 適用する期間

令和6年4月1日から

##### (2) 運行日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの月曜日から金曜日とする。

ただし、12月31日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定

する祝日は運休とする。

##### (3) 利用可能時間

9:00～16:00

##### (4) 使用車両

トヨタ ハイエースグランドキャビン

車両定員10人（乗客8名）

※予備車含め9台、一般乗用旅客自動車運送事業との併用とする。

#### 3 運行事業者【参考】

東邦交通株式会社（札幌市西区発寒14条11丁目1-15）

※道路運送法第21条による運行（国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送）

令和 年 月 日

札幌市公共交通協議会  
地域公共交通会議手稲区部会  
部会長 和田 康広

## 手稲区におけるデマンド交通実証実験 運送の区間一覧

札幌市	富丘1条3丁目	手稲本町1条1丁目	前田1条4丁目
手稲区	富丘1条4丁目	手稲本町1条2丁目	前田1条5丁目
	富丘1条5丁目	手稲本町1条3丁目	前田1条6丁目
	富丘1条6丁目	手稲本町1条4丁目	前田1条7丁目
	富丘1条7丁目	手稲本町2条1丁目	前田1条8丁目
	富丘2条2丁目	手稲本町2条2丁目	前田1条9丁目
	富丘2条3丁目	手稲本町2条3丁目	前田1条10丁目
	富丘2条4丁目	手稲本町2条4丁目	前田1条11丁目
	富丘2条5丁目	手稲本町2条5丁目	前田2条4丁目
	富丘2条6丁目	手稲本町3条1丁目	前田2条7丁目
	富丘2条7丁目	手稲本町3条2丁目	前田2条8丁目
	富丘3条1丁目	手稲本町3条3丁目	前田2条9丁目
	富丘3条2丁目	手稲本町3条4丁目	前田2条10丁目
	富丘3条3丁目	手稲本町4条1丁目	前田2条11丁目
	富丘3条4丁目	手稲本町4条2丁目	前田3条4丁目
	富丘3条5丁目	手稲本町4条3丁目	前田3条7丁目
	富丘3条6丁目	手稲本町4条4丁目	前田3条8丁目
	富丘3条7丁目	手稲本町5条1丁目	前田3条9丁目
	富丘4条1丁目	手稲本町5条2丁目	前田3条10丁目
	富丘4条2丁目	手稲本町5条3丁目	前田4条4丁目
	富丘4条3丁目	手稲本町5条4丁目	前田4条5丁目
	富丘4条4丁目	手稲本町6条3丁目	前田4条6丁目
	富丘4条5丁目		前田4条7丁目
	富丘4条6丁目		前田4条8丁目
	富丘4条7丁目		前田4条9丁目
	富丘5条2丁目		前田4条10丁目
	富丘5条3丁目		前田5条4丁目
	富丘5条4丁目		前田5条5丁目
	富丘5条5丁目		前田5条6丁目
	富丘5条6丁目		前田5条7丁目
	富丘5条7丁目		前田5条8丁目
	富丘6条2丁目		前田5条9丁目
	富丘6条3丁目		前田5条10丁目
	富丘6条4丁目		
	富丘6条7丁目		

手稲区におけるデマンド交通実証実験 運送の区間位置図

